12　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について定める。（第一二条関係）

13　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一四条関係）

15　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一二条の規定に基づく義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一五条関係）

16　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第一六条関係）

17　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならないこと等について定める。（第一七条関係）

18　第三条の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならないこと等について定める。（第一八条関係）

19　投資作業部会の設置について定める。（第一九条関係）

20　両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、この協定を再検討するため、この協定の効力発生の後五年以内に相互に協議する旨定める。（第二〇条関係）

21　両締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。（第二一条関係）

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二二条関係）

23　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二三条関係）

条約

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三号

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書

世界貿易機関の加盟国は、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）第十条1の規定に従って採択された一般理事会の決定（文書番号ＷＴ／Ｌ／六四一）を考慮して、

ここに、次のとおり協定する。

1　この議定書が4の規定に従って効力を生ずる時に、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第三十一条の次にこの議定書の附属書に規定する第三十一条の二を加え、同協定第七十三条の次にこの議定書の附属書に規定する附属書を加える。

2　この議定書のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

3　この議定書は、二千七年十二月一日又は閣僚会議によって決定される同日よりも遅い日まで加盟国による受諾のために開放しておく。

4　この議定書は、世界貿易機関協定第十条3の規定に従って効力を生ずる。

5　この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。

6　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

二千五年十二月六日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の附属書

第三十一条の二

1　前条(f)に規定する輸出加盟国の義務は、この協定の附属書の2に定める条件に従い、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、適用しない。

2　この条及びこの協定の附属書に規定する制度の下で輸出加盟国が強制実施許諾を与える場合には、当該輸出加盟国において許諾されている使用が輸入する資格を有する加盟国にとって有する経済的価値を考慮して、当該輸出加盟国において前条(h)の規定に基づく適当な報酬が支払われる。輸入する資格を有する加盟国において同一の医薬品について強制実施許諾を与える場合には、同条(h)に規定する当該輸入する資格を有する加盟国の義務は、輸出加盟国において前段の規定に従って報酬が支払われる当該医薬品については、適用しない。